

# いわゆる「松江城築城物語」に関する再検討

佐々木倫朗・福井将介

## はじめに

松江城は、平成27年（2015）7月8日に国宝に指定された。今回の国宝指定は、昭和10年（1935）に当時の国宝保存法によって国宝（いわゆる旧国宝）に指定されていたものの、昭和25年の文化財保護法の施行に伴って重要文化財に名称変更されて以来の国宝指定であり、地域の住民、松江市、ひいては島根県域に住む人々にとって、様々な面において大きな意味を持つものと思われる。

しかし、翻って松江城自体の築城や城下町の建設に関わる事実の解明についてみると、十分な進捗をみていないように思われる。その理由は、松江城の築城と城下町の建設を行った堀尾氏が、堀尾忠晴の死去により寛永10年（1633）に改易となってしまい、一次史料を含む多くの関係史料が消滅ないし散逸してしまったことが大きな理由である。そのため、現在行われている『松江市史』編纂において、史料の収集に努めているが、未だ十分であるとは言い難い状況である。

史料的な状況が、このような状況にあるため、今日伝えられたり、現在において書かれている松江城築城に関する様々な著述は、堀尾氏の改易後に記された文献史料などを用いて書かれたものである。著述に用いられた多くの史料は、堀尾氏の改易後に記された文献である二次史料であるため、それらは歴史叙述に用いる場合慎重な史料批判が必要である。そのため、二次史料を中心に用いて書かれた松江城築城にまつわる著述は、いってみれば「松江城築城物語」とでも呼ぶべきものであると思われる。

しかし、現代において、松江城ないし松江という町を語る場合に、この「松江城築城物語」は欠かすことのできないものになっているのも一面の事実である。そのため、この「松江城築城物語」が、どのような文献資（史）料を用いて著述されてきたのかを確認すると共に、その上で、数少ない築城時的一次史料と照らし合わせることを通じて、「松江城築城物語」の中に歴史的な蓋然性を確認していく作業を行うことは重要な事柄であると思われる。

本稿は、以上のような視点から、いわゆる「松江城築城物語」を検討するために、「物語」の祖型となつたと思われる『島根縣史』の叙述を確認し、その検討を通して「松江城物語」の歴史的蓋然性について検討していきたい。

## 1. 『島根縣史』にみる「松江城築城物語」

松江城の築城と城下町の建設に関して、最初に本格的な検討を加えた文献として挙げられるのが、『島根縣史』第9篇<sup>(注1)</sup>（以下、『縣史』と略す）の叙述である。『縣史』は、野津左馬之助氏を中心に大正10年（1921）から昭和5年（1930）にかけて編纂されたもので、綿密な史料調査によって編まれたものとして今日でも一定の評価が与えられている。『縣史』は、松江城の築城について多くの文献資（史）料を用いて記述している。そして、『新修松江市誌』<sup>(注2)</sup>・『松江城』<sup>(注3)</sup>・『松江城物語』<sup>(注4)</sup>にも影響を与える等、後に刊本として発刊される様々な「松江城築城物語」の祖型となつた叙述であると考えることができる。この『縣史』の松江城築城に関する叙述を検討してみたい。

まず煩雑となるが、『縣史』の松江城築城に関する記述を、『島根縣史』第8巻第1章第3節第2項「千鳥城造築と松江開府」から要点を抜粋すると、次の通りである。

- ①慶長5年（1600）11月、堀尾吉晴が、出雲に入部する。
- ②富田城は、出雲・隱岐支配に不適当と認め、吉晴は移城の志を起こす。
- ③吉晴・忠氏親子は、松江市の床几山に上り洗合山と極楽寺山に着眼し、忠氏の意見により末次郷極楽寺山を新たな城地と定めた。
- ④堀尾氏は、城地移転を將軍秀忠に出願し、許可を得たのは慶長8年である。
- ⑤慶長9年に堀尾忠氏は死去して、忠氏の子忠晴が家督を継承した。
- ⑥慶長16年には、古晴が死去した。堀尾氏三代の事業によって松江城は竣工した。

#### イ、開府以前の松江

- ⑦須衛都久社は、千鳥城築城の際に元權現町に移され、後に現社地に移された。
- ⑧戦国時代に、末次氏が後の千鳥城山に末次城を構えたが、毛利氏に滅ぼされた。末次城では尼子復興戦での激しい争奪が行われた。
- ⑨（⑨・1）城山は、末次郷亀井田村にあることから、（⑨・2）亀田山、（⑨・3）または極楽寺山と通称する。
- ⑩（⑩・1）亀田山には須衛都久神社のほか、（⑩・2）宇賀宮三所の荒神等の社があったが、（⑩・3）築城の際奥谷春日神社域及び御細工所に移した。
- ⑪亀田山の北裾部は赤山に連続し、南裾部末次橋付近には法眼寺がある。山中及び両裾部には農家漁家が点在した。
- ⑫南田町の辺りは、千鳥城築城時に塩見畝の堀を造った土で埋め立てた。

#### ロ、千鳥城構築と其城下

- ⑬築城にあたって、古晴は洗合山を推したが、忠氏は、城の規模が大きく成りすぎることを指摘し、白潟と松江の渡しの二箇所で大手を守ることができ、揚手は菅田・赤崎・奥谷は左側に深田があり、右側に沼道の小筋があるだけである。そして更に西側の洗合山と鶴ヶ崎に出城を設けて防備を固め、大内谷・国谷に軍勢を置いておけば、左側は宍道湖、右側は沼沢地で、敵方が軍勢を入れる拠点を置く場所がない。また、城の後方は山続きで、白髪城に近く、白髪城に物見を置いておけば防御は堅いであろうと、亀田山を推す意見を示した。
- ⑭慶長9年に忠氏が病死すると、吉晴は、重臣達に幕府の許可を得たことと忠氏の遺志を尊重して、亀田山への築城を指示した。
- ⑮小瀬甫庵が築城設計にあたる縄張りを行ったと言い伝える
- ⑯吉晴は、加藤清正と共に築城に熱心で、諸国に城地の視察をなす密使を派遣したという伝承がある。
- ⑰吉晴は、「普請上手」の評判が高く、それは家臣の稻葉覺之丞の功績によることが多かった。吉晴の普請は、「堀尾普請」といわれ、秀吉にも評価されていた
- ⑱吉晴は、築城に必要とする石材を、宍道湖中の嫁ヶ島、川津・大井・大海崎、意宇郡矢田山から搬出した
- ⑲（⑲1）城山と赤山の中間の宇賀山を削って塩見畝の大濠を造った。（⑲2）運搬した土の量はおよそ三万立法坪に及んだ。（⑲・3）此の土で南田町と中原の沼沢地を埋め立てた。
- ⑳吉晴自身、工事着手と同時に亀田山に出向き、仮殿を城山の北部の高地、通称上御殿跡に造った。仮殿が完成すると、富田城の留守居を堀尾河内に任せ、自身で夫人と共に工事を督励した。
- ㉑幹線道路の整備を行い、慶長13年にカラカラ橋を長さ八十四間の木橋に改修した。
- ㉒慶長12年（工事着手：初年度）の春に、伊予屋庄兵衛の屋敷を基準として南北に天神町中町の町割り、侍屋敷として殿町・母衣・内中原の三町を造成し、本丸・二之丸の地均しを行った。

㉓工事着手にあたり、築城係と巡検番とを設けた。築城係は、重臣をもって総奉行にあて、その下に濠方、石垣方、大工方、運送方の四奉行を任命した。そして、四奉行の下に所務を行う頭領が配置された。また、巡検番を置き、諸所に大番所を設けて番士に見張りをさせた。仕置等の重臣は、野袴着用で工事を巡視した

㉔第2年度(慶長13年)は、本丸石垣工事・天守の土台石垣・内濠工事に着手した。

㉕第3年度(慶長14年)は、天守閣の建造、二之丸坂口・大手枡形・正面濠石垣・三之丸御殿の建築に着手した。

㉖第4年度(慶長15年)は、天守閣・城の濠・三之丸が竣工した。

㉗第5年度(慶長16年)は、全部の侍屋敷が完成し、全武士の移転が完了した

㉘(㉙・1)初年度(慶長12年)に設計した殿町・母衣町・内中原の侍屋敷は、翌年十月に竣工しており、武士の一部は既に引っ越しを行っている。(㉙・2)堀尾古記慶長13年の条に「一、松江越 十月二日」とあるのはこれに当たる。

㉙城石垣の工事にあたっては、吉晴夫人(大方夫人)が献策した労役奨励法を実行したという。また、吉晴夫人は自身でも工事を督励したという。

㉚慶長12年に工事に着手し、慶長16年冬中頃によく落成を遂げた。

㉛西・北面の外郭に石垣が用いられていない理由は、武家法度の公布と、築城費の欠乏によるとする。  
しかし、本丸・二之丸・三之丸がほぼ竣工したのを見て吉晴も満足したという

㉜慶長11年10月23日、松江城築城のための移転

㉝慶長16年正月吉日、天守完成の祈祷(祈祷札)

## 2. 近世・近代の文献資料との比較検討

1. では煩雑ながら、『縣史』にみえる松江城築城に関わる内容を抽出してみた。ここでは、その抽出した内容を、『縣史』が執筆に用いたと考えられる近世・近代の文献資料との比較検討を行っていきたい。表1が、現在把握されている一次史料も含めた文献資料と前述の内容を比較した表である。

まず現代の代表的な松江城の築城に関して扱った文献として、『新修松江市誌』(表中のNo. 53、以下表中のNo.を略す)と河合忠親氏の『松江城』(54)、島田成矩氏の『松江城物語』(55)について確認したところ、『新修松江市誌』においては14の項目で、『松江城』では23の項目、『松江城物語』では18の項目で●が記されている。●は、凡例に示したように、直接『縣史』に引用されていないが、同じ内容が記された文献を指しており、記述の内容が重なっていることを示している。これら現代の文献に『縣史』の叙述と重なりが多いことは、『縣史』をこれらの文献が参考に叙述されたことを示し、『縣史』がいわゆる『松江城築城物語』の祖型になっていることを示している。

次に近代の文献に目を移すと、一見してわかるることは、昭和4年(1929)に刊行された『縣史』に先行して刊行された『出雲栄』(44)<sup>(注5)</sup>と『千鳥城築城とその城下』(45)<sup>(注6)</sup>の●の多さである。『出雲栄』は●が13の項目、『千鳥城築城とその城下』は実に24もの項目に●が記入され、記述の内容が重なっていることがわかる。このことから、約25年先行して刊行された両書、とくに『千鳥城築城とその城下』の叙述内容が、『縣史』の叙述に大きく参考にされて影響を与えていることが窺われる。そして、その影響は、表の右側である内容の⑯以降の項目で顕著である。

近代以前の史料においては、「千鳥城取立古説」(21)は9の項目に、「雲陽誌」(26)は8の項目に、「雲陽大数録」(30)が12の項目に●がみえ、『縣史』の史料的な根拠になったことを予想させる。とくに「雲陽誌」は、『縣史』に叙述を直接的に引用された箇所が1箇所存在すると共に、それ以前に存在した史料

にみられない内容で『縣史』と内容が一致する項目が2箇所存在しており、直接的に参考にされていたことがわかる。

「雲陽大数録」も、それ以前の史料にみられない叙述で内容が一致している項目が四箇所あり、かつ、その内で1箇所(11)の項目は、他の史料・文献に叙述がみられないため、やはり『縣史』が直接的に参考にしていることがわかる。

元禄年間(1688～1703)以降に成立したとされる「千鳥城取立古説」は、『出雲栄』に収録されていることも『縣史』が参考にすることに影響した可能性が高い。『出雲栄』かつ『縣史』と内容が一致した項目は7と多い。また『出雲栄』と一致しない項目で、『縣史』と一致する項目もあるため、『縣史』が、『出雲栄』を参考にする中で「千鳥城取立古説」を直接的に参照した可能性があるものと思われる。

次に元禄年間以前の史料をみていくと、『縣史』が「堀尾古記」(15)を参照していることが注目できる。「堀尾古記」は、堀尾氏の一族で後に松平家に仕えた堀尾但馬が記した記録である。「堀尾古記」は、『縣史』と4箇所の項目で内容が一致すると共に、直接的に1箇所の引用(28・2)を行っている。「堀尾古記」は、『縣史』を執筆した野津左馬之助氏によって再発見された史料であり、典拠となる史料を求める野津氏の丹念な『縣史』執筆姿勢を窺うことができる。

また、万寿寺に所蔵されたとされる「雲州松江城之縁起」は、近代以前において、松江城の築城をめぐる典拠として重要な役割を果たしていたものと考えられる。この縁起は、寛文9年(1669)の年記を持つもので、堀尾氏が改易された寛永10年(1633)から36年しか時が過ぎていない時期に書かれたものである。また寺の開基は、円成寺と同じ春龍玄済が行っており、吉晴が春龍和尚を崇敬して篤かったといわれ、堀尾氏と縁のある寺院でもある。そのため、縁起に書かれた内容は、多くを語るものではないが、近世に編纂された史料類と内容が一致している項目が多い。

その意味で、この縁起が記した、慶長12年着工から16年竣工に至る4年間の築城説は、基本的に後の史料や文献に継承されと考えられ、近世の『雲陽誌』・『雲陽大数録』、近代の『出雲栄』・『千鳥城築城とその城下』に受け継がれ、『縣史』に継承されたと考えることができる。また、円成寺に所蔵され、同じ寛文9年(1669)の年記を持つ「雲州松江城之事書」も、同様の説を記しており、堀尾氏改易から比較的年月がたっていない時期に作成された二つの史料がこの説をとっており、築城4年間説は、史料的な状況が変わらない限り継承すべきものと思われる。

以上のように、近世・近代の文献資料と『縣史』との関わりを検討してきた。その結果、確認できることをまとめておくこととする。

『縣史』の叙述内容に関して、先行して叙述された『出雲栄』と『千鳥城築城とその城下』の影響が強い。とくに築城の具体的な工程を示す⑧以降の内容については、後者に依拠する面が多い。工程の具体的な内容に関しては、先行する典拠とすべき史料が存在しないこと也有り、叙述内容に関して慎重な扱いが必要である。

しかし、『縣史』は、近代の文献にばかり依拠したのではなく、江戸時代の享保年間(1716～1735)に著された『雲陽誌』や『雲陽大数録』も共に参照しており、近代の文献よりも重視された箇所がある。

また、『縣史』編纂の段階で明らかとなっていた史料ばかりでなく、「堀尾古記」に代表される典拠史料を発掘し、それに基づいて執筆する姿勢が窺える。

### 3. 史料にみる築城期の松江

一・二において『島根縣史』の叙述と近世・近代の文献資料との比較検討を行ったが、この節では、一次史料の内容から築城期の松江について検討してみたい。

#### (1) 史料よりみた『松江城築城物語』

ここでは、一次史料から『縣史』の叙述内容を検討してみたい(以後の数字は、一でみた叙述内容の番号に一致する)。

①の堀尾氏の出雲・隠岐入国について、『縣史』においては、慶長5年(1600)11月とする。これについて示す史料に「堀尾古記」がある。9月15日の関ヶ原の戦いを経た10月10日段階で、徳川氏と毛利氏の和解が成立し、近畿・中国地方の状況が鎮静化し、毛利氏の周防国と長門国への減封が決定した。これを受けた東軍大名の知行割の内容を伝える10月晦日付けの久代景備書状<sup>(注7)</sup>には、「堀信濃殿へハ出雲・隠岐両国被進候事」とあり、堀尾忠氏に出雲・隠岐両国が与えられたことが記されている。このことから考えれば、堀尾氏の入国は、11月前後に行われた可能性が高く、信憑性は高いと考えることができる。

②の堀尾氏が、富田城を領国支配の拠点として不適当な立地と考えたことについては、具体的な論拠を示す史料は存在しない。しかし、慶長6年(1601)極月段階で、富田城において出雲大社に関する訴訟が行われていたことが、極月廿三日付けの出雲大社社中連署証文<sup>(注8)</sup>からわかる。また慶長9年にも、富田において千家・北島家の両国造家の争論が行われていたことが確認できる<sup>(注9)</sup>。さらに、「堀尾古記」には、慶長六年の項に「忠氏様御上洛、五月十八日富田御立」の記載があり、慶長十年の項にも、「吉晴様御上洛、正月廿四日ニ富田御立」、「三之介様御帰国、五月十一日 京迄富田へ帰城 七月廿四日」とある。従って、少なくとも、慶長六年段階では堀尾氏は富田城を本拠としており、慶長10年段階までそれが継続していたことを確認できる<sup>(注10)</sup>。

④の城地移転を將軍徳川秀忠に出願して許可を得たのは慶長8年であるとする説については、現在のところ明確な根拠となる史料は存在せず、検証が必要であり、確認は今後の課題である。

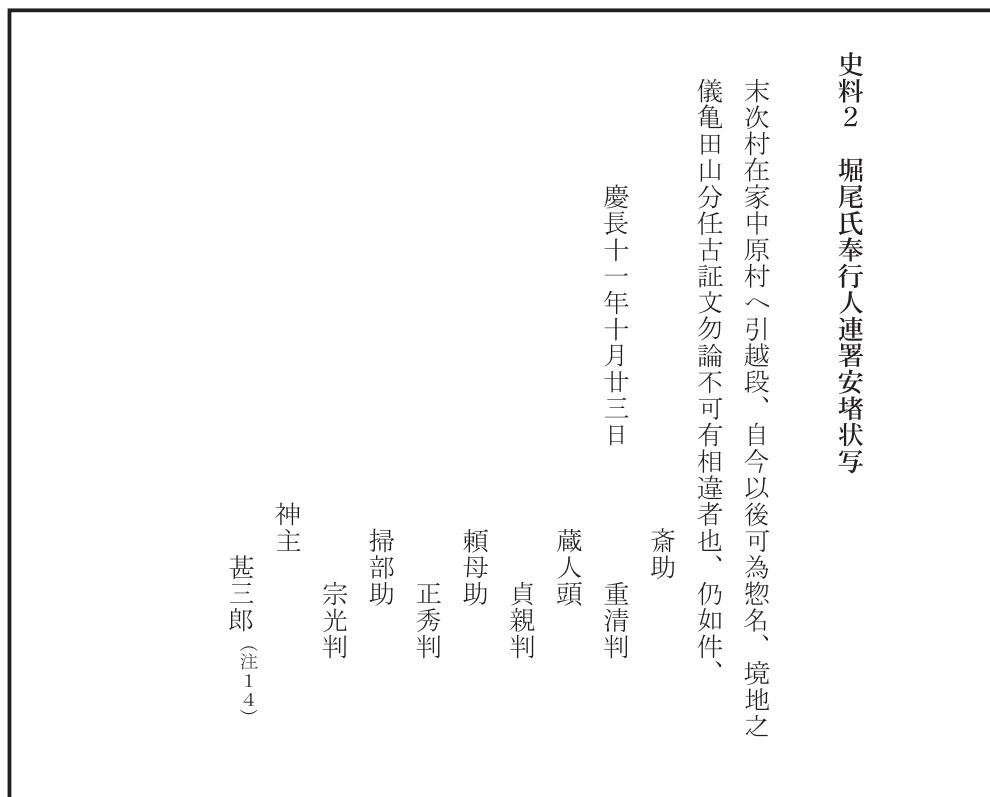
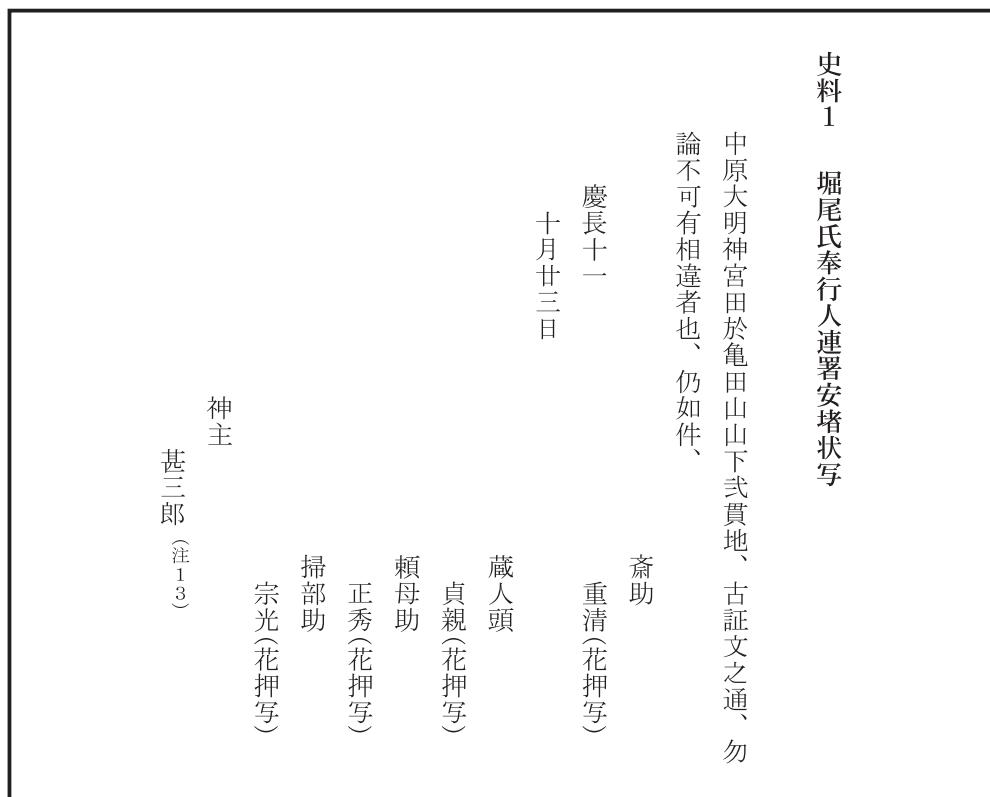
②から④の工事の具体的な過程を記した箇所であるが、これについては、多くが「千鳥城取立古説」に記されるのみの叙述が多く、一次史料では確認できない。再度の慎重な検証が必要である。

しかし、⑩の慶長12年に工事が着手され、慶長16年に竣工されたとする説については、寛文年間(1661~73)という比較的松江城が建設されてまだ年月がたっていない段階で作成された史料である「雲州松江城之縁起」と「雲州松江城之事書」に根拠となる文言が確認できる。両史料とともに、築城の期間について、「權輿于同丁未、落成于辛亥」<sup>(注11)</sup>と記している。この年次については、堀尾氏が出雲・隠岐を支配していた年代から考えれば、「丁未」は慶長12年、「辛亥」は同16年に比定することができる。おそらく、この二つの史料が慶長12年から16年にかけての築城説の根拠となったと考えられるが、これらの史料の内容を否定する根拠となる史料は現在でも確認されていない。また、それは一次史料で確認した富田城在城の時期と齟齬しないため、慶長12年から16年にかけての築城説は、現在においても継承すべきものと思われる。

そして、近年再発見された慶長16年正月吉祥日付の松江城天守祈祷札<sup>(11)</sup>は、松江城天守が慶長16年正月以前に完成していたことを示す一次史料である。祈祷札には、その釘穴の一致から天守の柱に打ち付けられた痕跡が存在している<sup>(注12)</sup>。城の完成・落成をどのように定義するかは諸説があると思うが、祈祷札は、少なくとも慶長16年正月段階には天守が完成していたことを示している。その祈祷札の存在も、先にみた慶長12~16年築城説を裏付けるものである。

## (2) 松江城築城以前の城下周辺の状況

ここでは、番号を特に記さないが、松江城建設以前の城下周辺の状況について考えてみたい。そのことに関わる史料として、次の二つの文書に注目することができる。



史料1と2は、いずれも新出の文書であるが、史料1は、慶長11年10月23日に阿羅波比神社神主甚三郎に宛てて、中原大明神の宮田二貫文の地を古証文通りに亀田山の山下で安堵する内容である。史料2は、末次村在家中が中原村へ引っ越すことにより今後は「惣名」として扱うこと、境地のことについては亀田山分を古証文通りに安堵する内容である。これらの史料二点は、松江城建設に伴って、末次村の住民が中原村に移転する際に住民達の既得権を安堵するために出された文書である。

『縣史』<sup>⑪</sup>では、農家や漁家が点在するのみであったとした亀田山周辺の地には、末次村という村が存在し、その在家中は、移転に際して従来の亀田山周辺に保持していた既得権を安堵されるほどの存在であったことが、二つの文書から読み取ることができる。村という集落、既得権益の保全を認めさせる組織された住民の存在を示すこれらの史料は、城下町建設以前の末次周辺のイメージを大きく改める史料である。

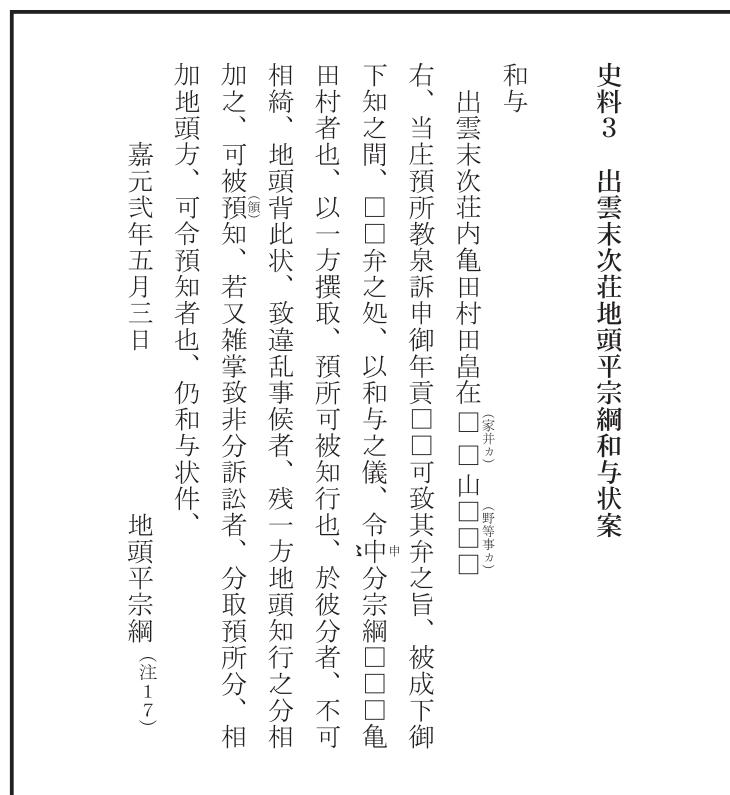
また、近年研究の進展の中で、城下町建設以前に末次周辺に集落が営まれていたことを示す事実が明らかになっている。

中世において、松江城周辺の地には末次荘という荘園が存在していた。末次荘は、建長2年（1250）11月日付の九条道家初度惣処分状<sup>(注15)</sup>において、道家の孫忠家の新御領の内に「出雲国末次荘 長倫卿寄進」とあり、その存在が確認できる。そして、文永8年（1271）11月日付の関東下知状写（杵築大社三月会相撲舞頭役結番帳）<sup>(注16)</sup>に、「末次保七丁三反大 土屋六郎」と記載されている。後者の史料から、文永年間になっても末次荘が出雲国衙から国衙領末次保と認識されていることがわかるため、末次荘は、法吉郷が開発される中で末次保として成立し、その末次保が、前者の史料にみえるように、13世紀前期に藤原長倫によって摂関家に寄進されて立荘され成立したと考えることができる。

その末次荘に関する中で注目すべき史料が、史料3である。

この史料は、東福寺領末次荘の預所教泉と地頭の平（土屋）宗綱との間に年貢弁済に関しての紛争が生じていたことに対して、嘉元2年（1304）5月に末次荘内の「亀田村」の田畠・在家・山野などを中分することを決めたものである。その中で注目できることは、鎌倉時代後期において、末次荘の中に松江城が築かれた亀田山と関係すると考えられる「亀田村」が存在していたことである。このことは、『縣史』において、人家がまばらであったとされる亀田山周辺に村落が形成されていた可能性を明確に示している。

末次荘では、室町時代の文安元年（1444）には、内部が「惣領名」・「客戸名」・「馬渡名」・「宇賀名」・「連願名」・「法阿弥名」等の名に分かれて年貢が負担され、それらの名や「山根四郎兵衛」・「黒田宗円」によって新田開発が行われていたことがわかっている<sup>(注18)</sup>。その中の山根氏に関しては、東福寺領出雲末次荘給主・公文・名主等連署起請文案<sup>(注19)</sup>において「亀田 山根方」と記されており、亀田



村に居住していたと考えられる。

また中世後期になると、末次荘は、その地名を名字の地とする末次氏が支配するようになっており、中原分・森分に大きく分けられるようになっていたとされる<sup>(注20)</sup>。そして、その中原分・森分を名字の地としたと考えられる中原氏と森氏も、天文23年(1554)前後と考えられる史料から確認されている<sup>(注21)</sup>。永禄6年(1563)12月には、毛利元就が末次平右衛門尉に「末次森分之内四分一之事」の充行を行い、かつその充行には「市屋敷其外之儀」等の権益が含まれていた<sup>(注22)</sup>。「森分」に「市屋敷」が含まれていることは重要であり、少なくとも市が定期的に開かれる場をもとは末次荘であった地域は内包していることを確認することができる。

そして、長谷川博史氏が、『松江市ふるさと文庫15 中世水運と松江 城下町形成の前史を探る』<sup>(注23)</sup>に明らかにされたように、城下町松江の成立する以前に内海水運の物流拠点として、現在の末次本町周辺の地域は、港湾として機能し始めていたと考えられる。

それを踏まえて論点を整理すると、今までみてきたように、亀田山の南の末次、西側の中原・黒田という地域に人が居住している状況が確認された。そのことを考慮すると、史料3にみえる「亀田村」は、亀田山の東側、現在の殿町周辺に存在した可能性が高いと考えられる<sup>(注24)</sup>。この見解は、『市史 通史編中世』と同様の理解に立つものであるが、鎌倉期より亀田山周辺に人が居住し、生活していたことは城下町建設の事実を検証していく上で確認されねばならない事実である。

史料2の「末次村在家中」が中原村に引っ越しを行うことから考えれば、史料2の「末次村」と史料3の「亀田村」は、同一ないし重なりあう可能性が高いが、時代的な違いもあって史料的な検証が未だ不十分であり、両者の関係の追求は、これから検討課題としたい。

そして、近年松江市スポーツ振興財団埋蔵文化財課は、市道の拡幅工事に伴って城下の発掘調査を行っているが、『縣史』で湿地帯とされていた場所の一部で水田跡が発見されている<sup>(注25)</sup>。併せて、城下町建設以前の末次周辺のイメージの再検討の必要を示している。

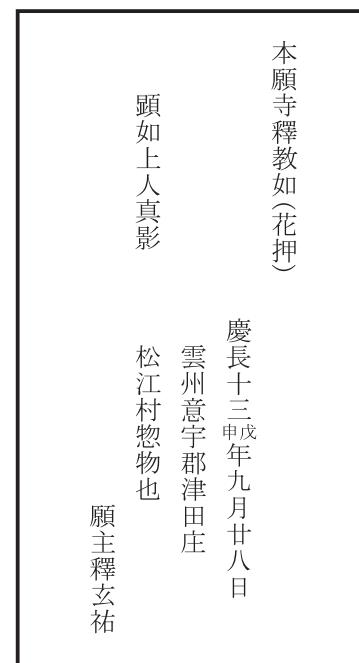
また長谷川氏は、前著および『市史 通史編中世』において、中世後期における白潟地区の町場形成の状況を明らかにしている。末次・白潟という松江の城下町の中心となった地域の、築城の前提となる状況について『縣史』段階のイメージを今後改めて検討していくなければならない。

#### 4. 松江の地名の由来について

この項では、『縣史』の内容に捉われず、松江の地名の由来に関して新たに確認された資料について紹介したい。

松江市の松江という地名の由来に関して、様々な説が存在するが、市内に所在する西光寺(和田見町)に所蔵されている顕如上人肖像の裏書に次のような文言が確認できる。

松江の地名の由来には、堀尾吉晴や、その帰依した春龍玄済禅師が関わった説があるが、この裏書から、築城2年目にあたる慶長13年(1608)に「松江村」という地名が使われていたことがわかる。記載からは「津田庄 松江村」とあるため、城下町全体を指す語なのかどうかは不明だが、「堀尾古記」の13年10月2日の「松江越」の記載と併せて検討が必要である。「堀尾古記」は、堀尾但馬によって後年に書かれた記録であり、一次史料として扱うには取り扱いが難しい史料だが、併せて検討していく必要がある。また、『縣史』<sup>(13)</sup>に傍線部で示したが、



『縣史』にも堀尾氏入国以前から松江の地名が存在したことを示唆する「白潟と松江の渡し」という語句がみられ、「松江の渡し」をどの地を指すのかも含めて、併せて検討していく必要がある。

## 結びにかえて

『島根縣史』に記されている内容の検討を中心にしながら、いわゆる『松江城築城物語』について検討してきた。以下、その検討についてまとめてみたい。

『縣史』の叙述に関しては、その前段階で叙述された『出雲栄』や『千鳥城築城とその城下』の影響が強い。とくに具体的な築城の工程を記す箇所については、後者の影響が強く、その具体的な内容について、典拠とすべき史料がないこともあり、叙述内容に関しては史料批判を伴った再検討が必要である。

また、城が慶長12年から築城が開始され、慶長16年に竣工したとする説については、一次史料が存在せず、明確な典拠は存在しないが、寛文年間という比較的松江城が建設されて年月がたっていない段階で作成され、堀尾氏との関係の深い二つの寺院で伝えられた「雲州松江城之縁起」と「雲州松江城之事書」に記されていることから、現在の史料的状況においては否定すべきものとは思われない。また、再発見された慶長16年正月吉祥日付の松江城天守祈禱札(11)は、松江城天守が16年段階で完成していたことを示し、上の事実を裏付ける史料である。

次に、松江城築城以前の末次・白潟周辺の状況については、『松江市史』編纂の過程で多くの史料の収集と分析が行われ、中世段階からの集落や町場が存在し、内海流通の拠点として機能した事実が明らかにされてきている。また、このことは、発掘の成果においても裏付けられる事実である。現段階の研究成果から考えれば、城下町以前の状況を過小評価する『縣史』の叙述に基づく「松江城築城物語」は、大きく改められる必要がある。

以上のように、中間報告的なものに過ぎず不十分と思うが、本稿では、いわゆる「松江城築城物語」の検討を行ってきた。その過程で、「松江城築城物語」の祖型となった『島根縣史』の叙述の誤りを指摘することが多かった。しかし、確認しておきたいことは、今回の検討が『縣史』の意義について聊かも減ずるものではないことである。むしろ約80年前に編纂されていながらも、「堀尾古記」の史料的発掘にみられるように、史料に基づきながら真摯に松江城の築城の状況を明らかにしようとしたその編纂の姿勢と叙述は高く評価されるべきものと思われる。むしろ、現段階においてこのような再検証が必要となつたことが示すように、批判されなければならないものは、『縣史』編纂の姿勢を継承して松江城築城の状況という歴史的事実の追求を怠っていた自分達も含めた後学の徒であるように思う。その意味で、今回の検討を出発点として、今後も築城の状況の事実を追求することを継続した課題としていきたいと思う。

## 注

- (1) 『島根縣史』九巻(島根県学務部島根県史編纂掛編、1929年)
- (2) 『新修松江市誌』(松江市、1962年)
- (3) 河合忠親『松江城』(山陰文化シリーズ28、松江今井書店、1967年)
- (4) 島田成矩『松江城物語』(山陰中央新報社、1989年)
- (5) 小笛昌栄『出雲栄』(1901年)
- (6) 『千鳥城築城とその城下』(1906年)
- (7) 久代景備書状(大関家文書、『松江市史』史料編7「近世III・5」所収)
- (8) 出雲大社社中連署証文(千家文書、『松江市史』史料編7「近世III・16所収)
- (9) 慶長十一年十一月二六日付千家元勝直書(千家文書、『松江市史』史料編7「近世III・27」所収)・慶長十三年八月晦日付別火祐吉誓文(千家文書、『大日本史料』12-2所収)
- (10) 「堀尾古記」には、慶長十一年の項に「七月廿日御帰城」とあるが、地名が明記されていない。

- (11) 「雲州松江城之縁起」(『松江市誌』、松江市、1941年)・「雲州松江城之事書」(円成寺蔵)
- (12) ト部吉博「松江城天守創建時の祈祷」(『松江城研究収録』2、松江市、2015年)
- (13) 阿羅波比神社文書(東京大学史料編纂所影写本)
- (14) 阿羅波比神社文書(「宝暦十四年甲申控」(「阿羅波比神社文書」12『松江市内寺社史料調査目録』)所収)
- (15) 九条家文書(『松江市史』史料編「中世I・161所収)
- (16) 千家家文書(『松江市史』史料編「中世I・196所収)
- (17) 山城東福寺文書(『松江市史』史料編「中世I・251所収)
- (18) 東福寺領出雲末次莊領家方年不開田数注文(東福寺文書『松江市史』史料編「中世I・572所収)
- (19) 東福寺文書(『松江市史』史料編「中世I・561所収)
- (20) 長谷川博史『松江市ふるさと文庫15 中世水運と松江 城下町形成の前史を探る』、松江市教育委員会、2013年)
- (21) 東福寺領出雲国末次莊公文起請文(東福寺文書『松江市史』史料編「中世II・1031所収)
- (22) 毛利元就知行宛行状写(伯耆志所収末次家文書『松江市史』史料編「中世II・1164所収)
- (23) 前掲注(20)参照
- (25) 『松江城下町遺跡発掘調査報告書3(第7ブロック7-1区5面)』(松江市教育委員会・松江市スポーツ振興財団、2014年)

[本稿は、主として本文は佐々木倫朗が、文献史料の整理(「表1」など)は福井将介が担当したもので、平成27年7月24日に行った「松江城築城物語」に関する文献史料検討会」(松江市史編集委員会松江城部会主催)での検討成果を反映したものである。(参加者:西尾克己、山上雅弘、佐々木倫朗、和田嘉宥、岡崎雄二郎、西島太郎、川上昭一、小山泰生、稻田信、福井将介、石塚晶子、内田文恵、北村久美子、小山祥子)]

表1 「松江城築城物語」に関する史料一覧

●直接「島根県史」に引用されたもの。○『島根県史』は別の内容で伝わったもの。  
例: (c)織城当時の史料に見えるもの。○『島根県史』に直接引用された史料。

表2 一次的史料にみる松江城築城関連記事編年表

| No. | 西暦   | (和暦) | 月  | 日  | 内 容                                | 史 料 名                          | 備 考 (根拠となる記述部分を抜粋)   |
|-----|------|------|----|----|------------------------------------|--------------------------------|--|
| 1   | 1600 | 慶長5  | 9  | 15 | 関ヶ原の戦い                             |                                |  |
|     |      |      | 10 | 晦日 | 堀尾氏出雲国領有情報                         | (慶長5年) 10月晦日付久代景備書状            | 堀信濃殿へハ出雲・隱岐両国被進候事  |
|     |      |      | 11 |    | 堀尾氏出雲国入国                           | 堀尾古記                           | 出雲御入国 十一月  |
| 2   | 1601 | 慶長6  | 12 | 24 | 富田で堀尾氏に対して疎意の無いことを伝える              | 慶長6年極月24日付出雲大社社中連署証文           | 今度慶證於富田何様之被言上候哉  |
|     |      |      | 5  | 18 | 忠氏上洛(富田立つ)                         | 堀尾古記                           | 忠氏様音上洛、五月十八日富田御立   |
| 3   | 1602 | 慶長7  | 2  |    | 主膳が富田を見廻る                          | 堀尾古記                           | 主膳様富田へ御見廻、二月   |
|     |      |      |    |    | 堀尾古記                               |                                | 忠氏様八月四日三御遠行  |
| 4   | 1604 | 慶長9  | 8  | 4  | 忠氏死去                               | 高野山奥之院・堀尾忠氏石塔                  | 「為前雲州太守正四位堀尾」「忠氏朝臣天祐世球大居士」「施主慈父堀尾常刀殿」「慶長九年八月四日敬白」            |
|     |      |      | 10 | 28 | 三之助初上洛(富田立つ)                       | 堀尾古記                           | 三之助様初而御上洛、十月二十八日富田御立   |
|     |      |      |    |    | 大方上洛                               | 堀尾古記                           | 大方様御上洛、但三之助様初而御上洛被成ニ付  |
|     |      |      |    |    | 富田に奉行所                             | 慶長11年11月26日付千家元勝覺書             | 慶長9年両國造相論、富田奉行所に別火祐吉召出                                       |
| 5   | 1605 | 慶長10 |    |    | 富田に奉行所                             | 慶長13年8月晦日付別火祐吉誓文               | 慶長9年両國造相論、富田奉行所に我等式被召寄、                                      |
|     |      |      | 1  | 24 | 吉晴上洛(富田立つ)                         | 堀尾古記                           | 吉晴様御上洛、正月二十四日三富田御立   |
| 6   | 1606 | 慶長11 |    |    | 三之助御目見                             | 堀尾古記                           | 三之助様伏見ニテ初而御目見、卯月二日伏見御立                                       |
|     |      |      | 5  | 11 | 三之助帰国(富田へ)                         | 堀尾古記                           | 三之助様御帰国、五月十一日  |
|     |      |      | 7  | 24 | 吉晴帰城(富田へ)                          | 堀尾古記                           | 吉晴様 京より富田へ御帰城、七月二十四日   |
|     |      |      | 7  | 20 | 吉晴か 帰城(富田へか)                       | 堀尾古記                           | 御帰城  |
| 7   | 1608 | 慶長13 | 10 | 23 | 移転(中原大明神宮田、亀田山下式貢地を古証文の通り安堵)       | 慶長11年10月23日付堀尾家奉行人連署安堵状写       | 中原大明神宮田於亀田山下式貢地古証文之通勿論不可有相違者也、仍如件                            |
|     |      |      | 10 | 23 | 移転(末次村在家の中原村への移転について亀田山分も古証文に任せ安堵) | 慶長11年10月23日付堀尾家奉行人連署安堵状写       | 末次村在家中原村へ引越段、自今以後可為惣名地境之儀亀田山分任古証文勿論不可有相違者也、仍如件、              |
| 8   | 1609 | 慶長14 | 9  | 28 | 雲州意宇津田庄松江村が見える                     | 慶長13年9月4日付顯如上人肖像裏書             | 慶長十三戊申年九月二十八日 雲州意宇部津田庄 松江村惣物也                                |
|     |      |      | 10 | 2  | 松江越し                               | 堀尾古記                           | 松江越、十月二日   |
|     |      |      |    |    | 堀尾古記                               |                                | 堀尾勘解由果ル、極月五日京ニテ  |
|     |      |      | 12 | 5  | 堀尾勘解由死去                            | 親子観音内宝筐印塔                      | 「慶長十三年」「十二月五」「桂口院殿祥雲世口大居士」                                   |
| 9   | 1610 | 慶長15 |    |    | 高野山奥之院・堀尾勘解由石塔                     | 高野山奥之院・堀尾勘解由石塔                 | 「桂岩院殿祥雲世口大口口」「慶長十三年十二月口日」                                    |
|     |      |      |    |    |                                    |                                | 「慶長十六暦」「正月吉祥日」(如意珠経)、「慶長拾六年」「正月吉祥口」(大般若経)                    |
| 10  | 1611 | 慶長16 | 1  | 吉日 | 松江城天守完成時の祈禱                        | 慶長十六年在銘松江城天守祈禱札(二枚)            | 此年から小姓衆上り番吟味研 吉晴様衆ノ日口スニナル                                    |
|     |      |      |    |    |                                    | 堀尾古記                           | 山城様初而江戸御立、二月五日に松江御立  |
|     |      |      | 2  | 5  | 忠晴江戸へ(松江立つ)                        | 堀尾古記                           | 五月二日ニ御帰城   |
|     |      |      | 5  | 2  | 忠晴帰城(松江城へ)                         | 堀尾古記                           | 吉晴様御遠行、六月十七日   |
| 11  | 1612 | 慶長17 | 6  | 15 | 富田の城安寺を移したとする瑞應寺建つ                 | 慶長16年季夏15日瑞應寺棟札(写:「須田主殿」調査ノート) | 十六年辛亥六月十七日可晴卒ス歳六九  |
|     |      |      | 6  | 17 | 吉晴死去                               | 堀尾古記                           | 吉晴様御遠行、六月十七日   |
| 12  | 1613 | 慶長18 |    |    |                                    | 堀尾家譜系(春光院蔵)                    | 十六年辛亥六月十七日可晴卒ス歳六九  |
|     |      |      |    |    |                                    |                                | 忠晴様江戸御下、三月十一日松江御立、七月八日ニ御口・・・                                 |
| 13  | 1615 | 元和1  |    |    | 松江                                 | 元和元年正月吉日付越後頭宛女房書状              | まつ江 御天神への国中長久祈念を依頼。  |
|     |      |      |    |    |                                    | 堀尾古記                           | 九月ニ河内を隠岐へ被遣  |
| 14  | 1619 | 元和5  | 9  |    | 堀尾河内隠岐へ流される                        | 堀尾古記                           | 隠岐ニテ河内被仰付、正月十九日  |
|     |      |      | 1  | 19 | 堀尾河内死去                             | 堀尾古記                           | 堀尾古記   |
| 15  | 1628 | 寛永5  |    |    |                                    | 養源寺・堀尾忠晴石塔                     | 「為圓成院殿前雍州太守」「高賢宗肖大居士」「琢磨功用如何」「一跳直入妙来地」「咄」「寛永十龍集癸酉」「九月廿日」「敬白」 |
|     |      |      |    |    |                                    | 高野山奥之院・堀尾忠晴石塔                  | 「寛永十天」「出雲隠岐両国太守光堀尾」「為圓城院殿」「高賢宗肖」「大居士追善」「山城守高階朝臣忠晴御葬」「九月二十日」  |
|     |      |      |    |    |                                    |                                |  |